滞納債権の収納に関する事務の委託

滞納債権の収納業務を次のとおり委託しましたので、お知らせします。

1　委託先

住所　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

名称　弁護士法人ブレインハート法律事務所

2　委託内容等

(1) 委託期間

令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで

(2) 委託内容

県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料並びに母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金及び看護職員修学資金の貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。）及び元利償還金に係る遅延損害金の収納に関する事務